船舶事故等調査報告書

平成２５年１月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１２門第１０３号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成２４年５月７日　０１時００分ごろ
発生場所	島根県益田市高島北西方沖 高島灯台から真方位３１２°１０海里付近 （概位　北緯３４°５６.８′　東経１３１°４１.２′）
事故等調査の経過	平成２４年７月１１日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	軽石・石材運搬船　航安（こうあん）丸、３８０トン １３２６２３、有限会社濱中海運
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	逆転減速機の摩擦板、軸受等に焼損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか２人が乗り組み、高島北西方沖を航行中、平成２４年５月７日０１時００分ごろ、操舵室で見張りをしていた機関長が、逆転減速機の潤滑油圧力低下警報装置が作動したのに気付いて機関室に急行したところ、逆転減速機が過熱して白煙が出ており、操舵室に戻って主機を停止した。 船長は、逆転減速機の過熱状況から運転不能と判断し、島根県浜田市三隅港沖に錨泊中の引船に救援を依頼した。 本船は、来援した引船にえい航され、翌８日０７時００分ごろ浜田市浜田港に入港した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北西、風力　１、視界　良好 海象：海上　平穏
その他の事項	機関長は、浜田港に入港後、逆転減速機の潤滑油量を点検し、油量不足の状態であることを認めた。 機関長は、逆転減速機の潤滑油量を点検していなかった。
分析	
乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、高島北西方沖を航行中、逆転減速機が潤滑油量不足の状態で運転されていたことから、摩擦板、軸受等が焼損して同減速機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、高島北西方沖を航行中、逆転減

	速機が潤滑油量不足の状態で運転されていたため、摩擦板、軸受等が焼損して同減速機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・逆転減速機の潤滑油量は、定期的に点検すること。